

南区役所庁舎管理会計年度任用職員設置要綱

制定	平成30年	4月	1日	南区長決裁
改正	平成31年	3月	12日	南区長決裁
改正	令和元年	5月	30日	南区役所総務企画課長決裁
改正	令和2年	1月	31日	南区役所総務企画課長決裁
改正	令和2年	5月	20日	南区役所総務企画課長決裁
改正	令和2年	9月	11日	南区役所総務企画課長決裁
改正	令和3年	8月	30日	南区役所総務企画課長決裁
改正	令和3年	12月	28日	南区役所総務企画課長決裁
改正	令和4年	3月	29日	南区役所総務企画課長決裁
改正	令和4年	8月	30日	南区役所総務企画課長決裁
改正	令和4年	10月	1日	南区役所総務企画課長決裁
改正	令和5年	4月	1日	南区役所総務企画課長決裁
改正	令和5年	9月	1日	南区役所総務企画課長決裁
改正	令和7年	3月	10日	南区役所総務企画課長決裁

(設置)

第1条 南区役所の円滑な運営を期するため、南区役所区民部総務企画課庁舎管理会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を置く。

(身分及び所属)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の会計年度任用職員とする。

2 会計年度任用職員の所属は、南区役所区民部総務企画課とする。

(職務)

第3条 会計年度任用職員は、次に掲げる職務を行う。

庁舎の管理業務

戸籍の届出受付業務

来所者及び電話の対応業務

埋火葬許可証の交付業務

気象情報及び災害情報の受理並びにその連絡、その他緊急を要する事項の各課連絡業務

前各号に掲げるもののほか、所属長が必要と認め指示する業務

(任用)

第4条 会計年度任用職員は、公募の上、次に掲げる要件を備えている者のうちから、選考により任用する。

(1) 任用に係る職の職務の遂行に必要な知識及び技能を有していること。

(2) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しないこと。

(任用期間等)

第5条 会計年度任用職員の任用期間は、1年以内（当該任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任期を定めるもの）とする。

2 会計年度任用職員の採用は条件付のものとし、当該会計年度任用職員が1月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、会計年度任用職員が条件付採用の期間の開始後1月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合においては、その日数が15日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、当該会計年度任用職員の任期を超えることとなる場合においては、この限りでない。

3 市長は、任用期間内の人事評価等が良好であると認められる会計年度任用職員については、初回任用初日から4年の期間の範囲内に限り、当該会計年度任用職員を再任することができる。

4 市長は、会計年度任用職員を再任しない場合は、当該任用期間の満了する日の30日前までに、その予告をするものとする。ただし、任用期間が30日に満たない会計年度任用職員にあっては、当該任用開始日に、そ

の予告をするものとする。

(分限等)

第6条 会計年度任用職員の分限、懲戒及び服務については、常勤職員の例による。

(勤務時間等)

第7条 会計年度任用職員の勤務日及び勤務時間は、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内において、所属長が割り振るものとする。

(年次有給休暇及び年次有給休暇以外の休暇)

第8条 年次有給休暇及び年次有給休暇以外の休暇については、熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第2号)臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則(令和元年人事委員会規則第3号)及び臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の運用について(令和元年11月人委令達第7号)に定めるところによる。

(職務専念義務の免除)

第9条 会計年度任用職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年条例第9号)の規定に基づき職務に専念する義務の免除を受けることができる。

(育児休業および部分休業)

第10条 会計年度任用職員の育児休業及び部分休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)及び熊本市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)に定めるところによる。

(給与等)

第11条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第15号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)又は熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成19年条例第11号)に定めるところによる。

2 会計年度任用職員に適用される職種区分及び職務区分は、熊本市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則(令和元年人事委員会規則第4号)及び熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則(令和2年規則第29号)に掲げる区分のうち、職種区分は行政事務職とし、職務区分はDとする。

(給与の減額)

第12条 この要綱に別に定めがあるもの及び特に承認を得た場合を除くほか、会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務をしないときは、会計年度任用職員給与条例に基づき給与を減額する。

(公務災害等の補償)

第13条 会計年度任用職員の公務災害及び通勤災害の補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第50号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

(健康診断)

第14条 会計年度任用職員の健康診断については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の定めるところによる。

(社会保険等)

第15条 会計年度任用職員の社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による施行前に区役所・城南まちづくりセンター庁舎管理嘱託員設置要綱第11条第6号の休暇(以下「施行前休暇」という。)を使用したことがある嘱託員の当該施行前休暇と要介護者を同じくする施行後の同号の休暇に係る指定期間については、2回(施行日が当該施行前休暇に係る施行前の同号の規定の例による連続する93日の期間内にある場合であって、施行日以後の当該期間内の日を末日とする指定期間を指定するときは、3回)を超えず、93日から、施行日前において当該要介護者の介護を必要とする一の

継続する状態ごとに、初めて施行前休暇の承認を受けた期間の初日から最後に当該承認を受けた期間の末日までの日数を合算した日数を差し引いた日数を超えない範囲内で指定するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行し、この要綱による改正後の南区役所及び城南まちづくりセンター庁舎管理会計年度任用職員設置要綱についての規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月11日から施行する。
- 2 令和2年における第9条第8号の適用については、同号中「6月から9月まで」とあるのは「6月から10月まで」とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月30日から施行する。
- 2 令和3年における第9条第8号の適用については、同号中「6月から9月まで」とあるのは「6月から10月まで」とする。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月30日から施行する。
- 2 令和4年における第9条第8号の適用については、同号中「6月から9月まで」とあるのは「6月から10月まで」とする。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。